三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
安曇一七五六の五・一七五六の四〇・三五四八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十六年七月十日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県伊那市長谷黒河内二六〇五の二三五、二六〇五の二九四から二六〇五の二九六まで、二六一九の一八九から二六一九の一九一まで、二六一九の一九四、二六一九の二〇七、二六一九の二三九、二六一九の二四四、二六一九の二八三から二六一九の二八五まで、二六一九の三一〇から二六一九の三一二まで、二六一九の三五三、二六一九の五九七、二七六二の一、二七六二の四五、二七六二の五八、二七六二の九四
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十六年七月十日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県大町市常盤字竹原七六一六、字中島七六一七、字ウラナシ七六三八、字北山平七三二の口、七三二三、七三二五の一、七三二五の二、七三二五の七、七三二六の一、七三二六の二、七三二七の一、七三二七の二、七三二八の一から七三二八の三まで、七三二九、字赤嵐七〇三二の一、七〇三二の二、社字洞中一一八〇、一一八一の一から一一八一の三まで、一一八二、一一八三、一一八五、一一八七から一一九〇まで、一一九一の一、一一九一の二、一一九二の一、一一九二の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤嵐七〇三二の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十六年七月十日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県飯山市大字緑字大谷地二五五四、二五六二から二五六五まで、大字照岡字原二三六二の一、二三六二の二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十六年七月十日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字松ノ木九二七の一、九二八の一、九三四、字宮前一〇一五、一〇一六の口、一〇二一の口、字松長一三九一、一四〇七の三、字道島一四六五、一四六六の一、一四六六の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十六年七月十日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏字大木平二〇〇〇の一、二〇〇〇の二、字渋湯二二四〇の一から二二四〇の四まで、二二四一の一、二二四一の二、二二四三の一、二二四六の三、二二四六の四
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十六年七月十日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県東筑摩郡麻績村麻字芝トヤ八九七四の三、八九七四の五、字花水八九七五の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び麻績村役場に備え置いて縦覧に供する。）